



令和6年8月24日（土）

3 受付締切日

令和6年8月8日（木）

4 試験場の位置及び名称

(1) 身体検査

石川県金沢市野田町1-8 陸上自衛隊 金沢駐屯地

(2) 口述試験

富山県富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター

5 郵送及び問合せ先

〒930-0856

富山県富山市牛島新町6-24

自衛隊富山地方協力本部 募集課

電 話 (076) 441-3271 (代)

F A X (076) 441-3271

## 富山県告示第327号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示  
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を南砺市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年8月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市東猪谷字中山割15の3、15の5、17、小見字西又割8の2、8の6、8の23、8の27

2 所在が不分明である通知の相手方

神口正司、松林清智、坂野俊雄、橋本博、岩城清昭、村本文雄、金山長春

### 3 通知の内容

1 の森林について、農林水産大臣から令和6年3月18日農林水産省告示第553号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和5年7月26日富山県告示第315号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

### 4 森林法第 189条による掲示

令和6年6月19日から富山市役所に掲示した。

## 富山県告示第328号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示  
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年8月2日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市東猪谷字上山割7、9、10

### 2 所在が不分明である通知の相手方

清水徳広、柿下栄一、岩崎正晴

### 3 通知の内容

1 の森林について、農林水産大臣から令和6年4月10日農林水産省告示第746号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和5年7月10日富山県告示第 294号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

### 4 森林法第 189条による掲示

令和6年6月24日から富山市役所に掲示した。

**富山県告示第329号**

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示  
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年8月2日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

富山県富山市東猪谷字下山割20の 1、20の 2、20の 4、20の 6、20の 8、20の10から20の13まで、20の15、20の18、21の 1、23の 2、23の 6、23の 7

**2 所在が不分明である通知の相手方**

木下清孝、伊藤正義、谷中鈇郎、佐藤徹、小林ミヨ、坂田秀康、谷源太郎、山崎栄次郎、井村祐信、尾野上富雄、水上國人、松林清智、山崎鉄雄

**3 通知の内容**

1 の森林について、農林水産大臣から令和6年5月7日農林水産省告示第 896号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和6年7月26日富山県告示第 313号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

**4 森林法第 189条による掲示**

令和6年6月26日から富山市役所に掲示した。

**富山県告示第330号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により公示する。

令和6年8月2日



- 5 変更の理由 (1) 店舗の名称変更のため (2) 建物に隣接する敷地について駐車場の整備を拡充し、来客者の安全性と利便性を高めるため
- 6 届出の日 令和6年7月23日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課
- 8 縦覧期間 令和6年8月2日から令和6年12月2日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和6年8月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 カモン新湊ショッピングセンター  
射水市本町三丁目12番地の28
- 2 店舗を廃止する者 新湊商業開発株式会社
- 3 廃止前の店舗面積の合計 4,220㎡
- 4 廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和6年1月31日
- 6 廃止の理由 破産手続の開始を決定したため

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

令和6年8月2日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 ハウジングセンターダイマル田家店  
黒部市田家新684-1 外7筆
- 2 店舗を廃止する者 有限会社ハウジングセンター・ダイマル
- 3 廃止前の店舗面積の合計 2,892㎡
- 4 廃止後の店舗面積の合計 0㎡
- 5 店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 令和4年7月31日
- 6 廃止の理由 破産手続の開始を決定したため

